

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) についての概要

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) については、要介護者 (介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者) の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス (介護予防サービス) 計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者 (ご家族) の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) の基本料金

①利用料 (各介護度共通、1日当たりの自己負担分です。介護保険負担割合率は、これまで1割でしたが、一定以上の所得のある方の介護保険負担割合が2・3割となっています。下記の料金表は1割負担での料金を記載しています)

訪問リハビリテーション

1回につき20分程度 308円
(介護予防) 1回につき20分程度 298円

中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算 基本部分の 5%

②短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき200円

* 1病院もしくは診療所又は介護保険施設から退院、退所の日又は最初に介護認定を受けた日から3月以内の期間にリハビリテーションを集中しておこなった場合。

③リハビリテーションマネジメント加算 (介護予防はなし)

・リハビリマネジメント加算イ 180円
・リハビリマネジメント加算ロ 213円
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 270円

④退院時共同指導加算 600円

⑤利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合 (介護予防のみ) -30円

⑥サービス提供体制強化加算 (I) 6円

⑦サービス提供地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収します。